嵯峨美術大学 大学院 規則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

- **第1条** 嵯峨美術大学芸術学部学則第3条第2項の規程に基づき嵯峨美術大学大学院(以下「本学大学院」という。)規則を定める。
- 第2条 本学大学院は、教育基本法及び学校教育法に規定する教育の目的と方法に則り、弘法大師空海の思想と実践に学び、その精神を現代の高等教育に活かすこと、その思想の実現を図る芸術教育を通して創造性の開発と人間性の涵養を目指すことを建学の精神とし、芸術文化の理論並びに制作等を教授研究し、その深奥をきわめて芸術の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

- **第3条** 本学大学院は教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い改善・充実に努める。
- 2 前項の目的を達成するための点検項目、実施体制等の細目は別に定める。

第2節 課程及び研究科、専攻及び大学院学生定員

(課程及び研究科、専攻並びに学生定員)

- 第4条 本学大学院に修士課程を置く。
- 第5条 本学大学院に以下の研究科を置く。

芸術研究科

第6条 芸術研究科に以下の専攻を置く。

芸術専攻

第7条 本学大学院の学生定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻	入学定員	収容定員
芸術研究科	芸術専攻	8名	16名

第3節 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

- 第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第9条 学年を前期、後期の2学期制とし、期間は次のとおりとする。

前期:4月1日から9月30日まで

後期:10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

- 第10条 休業日は次の通りとする。ただし、休業日でも授業を行うことがある。
 - (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 日曜日

- (3) 春期休業 3月21日から4月3日まで
- (4) 夏期休業 7月22日から9月23日まで
- (5) 冬期休業 12月21日から翌年1月10日まで
- 2 学長は前項(3)(4)(5)の休業日についてその期間を変更することができる。
- 3 学長は、とくに認めた場合、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第4節 教職員組織

- 第11条 本学大学院に次の教職員を置く。
 - (1) 学長、研究科長
 - (2) 教授、准教授及び講師
 - (3) 事務職員及び技術職員
 - (4) その他必要な教職員
- 2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

第5節 大学院委員会

第12条 大学院委員会の規程については別に定める。

第2章 芸術研究科 学生

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 本学大学院の修業年限は2年とする。

(在学年限)

第14条 在学期間は4年を超えることはできない。ただし、休学期間は算入しない。

第2節 入学

(入学)

第15条 入学の時期は毎年4月とする。

(入学資格等)

- 第16条 修士課程に入学することができる者は次のとおりとする。
 - (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) その他大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願等)

- **第17条** 前条の規定により志願する者は、入学願書に入学検定料及び別に指定する書類を添えて提出 しなければならない。
- 2 前項の入学志願者については、別に定める入学者の選考を行う。

(入学手続)

- 第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書及び保証書 (保護者又は保護者に準ずる者が極度額の範囲で保証責任を負う旨を承諾する書面)等を提出する とともに、所定の入学金、授業料等を納付しなければならない。
- 2 前項の期日は別に定める。
- 3 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学辞退)

第19条 前条の手続きをとらない者は入学の意志がないものとして処理することがある。

(外国人留学生)

- 第20条 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、本学大学院に入学を志願する者があるときは、本学大学院の研究・教育に支障のない限り選考の上、大学院委員会の議を経て学長が、外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 前項の選考及び入学については別に定める。

第3節 授業科目・単位及び履修方法

(授業科目)

第21条 芸術研究科の授業科目及び履修方法は別表第1のとおりとする。

第22条 授業科目の種類は、必修科目及び選択科目とする。

- 2 学生の履修すべき単位は32単位以上とし、学位論文又は修了制作の審査に合格しなければならない。
- 3 履修科目の選択にあたっては、あらかじめ担当教員の指導を受けなければならない。
- 4 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものと する。
- 5 前項の授業は、多様な教育情報機器を高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修 させることがある。

第4節 課程修了認定

(単位取得の認定)

第23条 授業科目を履修した者に対しては、制作、筆記又は口述試験により単位を認定する。

2 認定の時期は、毎学期又は学年末に行うものとする。

(単位の計算方法)

- **第24条** 各授業科目の単位数は1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、 以下の基準により計算する。
 - (1) 講義については15時間の授業を以って1単位とする。
 - (2) 演習については15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実習及び実技については30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 一の授業科目について、講義、演習、実習又は実技の内、二以上の方法の併用により行う場合に

ついては、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮して単位数を定めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず研究指導等については、これらに必要な学修を考慮して単位数を定めることができる。

(履修登録)

- **第25条** 学生は、各学期のはじめに当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。 (試験の時期)
- **第26条** 試験の時期は各学期及び学年末とする。ただし必要と認めるときはその他の時期に行うことができる。

(学修の評価)

第27条 試験等の成績は評語により秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

(学位論文あるいは修了制作の提出)

第28条 修士課程に1年以上在学し、授業科目のうち研究指導を含む32単位以上を修得した者は、 在学期間中に学位論文あるいは修了制作を研究科長に提出し、最終審査を受けるものとする。 (学位論文あるいは修了制作の審査)

- **第29条** 学位論文あるいは修了制作の審査の合否は、大学院委員会が審査委員会を設けその報告に基づいて決定する。
- 2 前項の学位論文の審査あたって必要があるときは、大学院委員会の議を経て他の大学院等の教員 等の協力を得ることができる。

(修了要件)

第30条 修士課程修了の要件は、当課程に2年以上在学し、正規の授業を受け、研究科が定める所定 の単位を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上、修士論文あるいは修了制作を提出し、そ の審査及び最終試験に合格することとする。

第5節 学位

(学位授与)

- **第31条** 本学大学院において、修士課程所定の単位を修得し、試験に合格した者に対して修士(芸術) の学位を授与する。
- 第32条 学位記の様式は別に定める。

第6節 休学、退学等

(休学)

- **第33条** 病気その他の理由により引き続き 3 ヶ月以上欠席する場合は、所定の手続きを経て休学する ことができる。病気の場合は、医師の診断書を添えて学長に休学願を提出しなければならない。
- 第34条 病気その他の理由により修学が適当でないと認められる者は学長が休学させることがある。
- 第35条 休学の期間は1年以内とする。
- 2 特別の事情があるときは、許可を得てさらに1年延長することができる。ただし、通算して2年 を超えることはできない。

第36条 休学期間は、これを在学期間に算入しない。

(復学)

第37条 休学の理由が解消したときは、復学願に医師の診断書又は理由書を添え学長に提出し、許可 を得て復学することができる。

(退学)

第38条 退学は以下のとおりに区別する。

- (1) 本人の意思による退学(自主退学)
- (2) 本人の意思に関わらない強制的な退学 (懲戒退学)
- 2 自主退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人署名、捺印の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。懲戒退学の扱いについては第43条による。

(除籍)

第39条 次に掲げる各号の1に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 在学年限を満了した者
- (2) 休学期間(通算2年)を経過した者
- (3) 死亡又は2年以上行方不明の者
- (4) 授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者
- (5) 休学期間終了までに復学、休学延長、自主退学のいずれの手続きもとらない者
- (6) 正当な理由なく所定の手続きを怠り、修学意志がない者
- 2 前項(4)に関する規程(学費納付規程)は別に定める。

第7節 入学金・授業料等

第40条 学生は入学金・授業料その他の学費を納入しなければならない。

2 授業料等は次の2期にわけて納入することができる。

前期 4月末 後期 10月末

3 授業料等の金額、納付期日及び納付方法は別に定める。

第8節 賞罰

(表彰)

第41条 学生として表彰すべき行為のあったときは、学長は大学院委員会の議を経てその者を表彰する。

(懲戒)

- **第42条** 本規則に違反、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は大学院委員会の議を経てその者を懲戒する。
- 2 前項の懲戒に関する規程は別に定める。

第3章 科目等履修生

(科目等履修生)

- 第43条 本学大学院に入学する資格を有する者で、本学大学院の授業について1科目又は数科目を選んで履修したい者があるときは、本学大学院の教育・研究に支障がない場合に限り、大学院委員会の議を経て学長が、科目等履修生として入学を許可することがある。
- 2 前項に規定する履修生について、その学修の成果を評価して、所定の単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第4章 細則

(学生細則)

第44条 学生の守らなければならない細則は別に定める。

(改廃)

第45条 この規則の改廃は大学院委員会の議を経て学長が決定し、理事会の議を経てこれを行う。

附 則

この規則は平成17年4月1日より施行する。

附 則

この規則は平成19年4月1日より施行する。

(学校教育法の一部改正に伴う第11条の一部改正)

附則

この規則は平成20年 4月 1日より施行する。

(別表第1の一部改正)

附 則

この規則は平成20年9月1日より施行する。

(規則第44条(科目等履修生)の追加並びに以下の条数の変更)

附則

この規則は平成21年 4月 1日より施行する。

(規則第23条第4項並びに第5項、第25条第2項を追加及び第3項の変更)

附 則

この規則は平成23年 4月 1日より施行する。

(別表第1の一部改正)

附 則

この規則は平成25年 4月 1日より施行する。

(別表第1の一部改正)

附 則

この規則は平成27年 4月 1日より施行する。

(別表第1の一部改正)

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日より施行する。

学校教育法及び学校教育法施行規則の改正並びに成績評価の見直しによる条文の一部改正、別表第1の改正

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日より施行する。

(別表第1の一部改正)

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日より施行する。

(校名変更に伴う規則名称及び第1条の改正)

附 則

この規則は、平成30年 4月 1日より施行する。

(第39条退学、第40条除籍に関する項目の追加による改正、第43条の一部改正)

附 則

この規則は、令和2年10月1日より施行する。

(民法の改正に伴う極度額記載のため条文を一部改正、第20条の削除、以降条文の繰上げ)

附 則

この規則は、令和3年4月1日より施行する。

(別表第1の一部改正)

規則第22条 別表第1

学科等		************************************		業科目	単位 数		履修	/## -##
の名称 領域	1	分野		名称	必修	選択	年次	備考
(修士課程) 芸術研究科芸術専攻	域 基幹科目	選択科目選択必修科目	造形分野	東洋絵画論特講 西洋絵画論特講 西洋絵画論特講 西洋紀代絵画論特講 版画論特講 版画語論特講 取芸論特講 エ芸論特講 エ芸論特講 エ芸論特講 エ芸論特講 エ芸論特講 エ芸論特講 エ芸論特講 エ芸論特講 エ芸論特講 エ芸語特講 エ芸語が記述 エ芸語を表記 エ芸		択 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1. 2 1. 2 1. 2 1. 2 1. 2 1. 2 1. 2 1. 2	・「基幹科目」 選択科目の各分野科目から 2単位以上合計8単位、必修科 目「研究指導」8単位、あわ せて24単位以上を修得する こと。
		必修科目		研究指導	8		1. 2	

	展開科目	選択科目	画材・技法研究 B 文化財科学 素材・技法研究 B 文化財科学 素材・技法 A 現代 デデザイン 大 が デザイン な 大 が デザイン カト 調査論演習 B 文献 講読 とと ター プ の で の で の の の の の の の の の の の の の の の の		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1. 2 1. 2 1. 2 1. 2 1. 2 1. 2 1. 2 1. 2	・「展開科目」選択科目より8単位以上を修得すること。
--	------	------	---	--	---------------------------------------	---	----------------------------